[原著論文:査読付]

アメリカにおける日系「海外孫会社」の特徴 - 『2013【国別編】海外進出企業総覧』に基づく分析 - 水戸 康夫*

Characteristics of Japanese "Overseas Sub-subsidiaries" in America

Yasuo MITO*

Abstract

We find that some Japanese overseas subsidiaries set up overseas sub-subsidiary in State of Delaware. Setting up holding companies in State of Delaware is economically rational choice. However, many Japanese overseas subsidiaries do not set up overseas sub-subsidiary in State of Delaware. We conclude that in case of setting a higher value on Japanese headquarter's management policies than international financial strategy, Japanese overseas subsidiaries do not choose the State of Delaware as a location of overseas sub-subsidiary.

KEY WORDS: Overseas sub-subsidiaries, Global tax strategy, State of Delaware

1章 はじめに

現在、「海外子会社」とともに、「海外孫会社」が増加しつつあることから、「海外孫会社」が今後どの程度増加するのかへの関心が高くなりつつある。「海外子会社」や「海外孫会社」への関心の高まりは、「海外子会社」や「海外孫会社」と日本(本社)との貿易が日本経済に影響を与えるようになってきたからであり、「海外子会社」や「海外孫会社」から日本本社への配当額が日本における資本収支、ひいては国際収支に無視し得ない影響を与えるようになってきたからである。

海外子会社増加が日本の貿易収支や資本収支に与える影響は、多くの研究蓄積があるので、分析可能である。「海外孫会社」についての分析を行なうには、「海外孫会社」をコントロールしうる「海外子会社」、特に、地域統括本社¹の分析が必要であり、地域統括本社に

ついてはいくつかの研究が存在しているが、地域統括本社についての研究には問題が存在しているため、「海外孫会社」に関わる日本の貿易収支や資本収支に与える影響の分析は、現時点では困難である。

地域統括本社についての研究において存在している 問題とは、地域統括本社が統括機能を持ち、統括機能 を発揮している組織であると、先験的に見なしている ことである。全ての地域統括本社が統括機能を持ち、 統括機能を発揮している組織であると先見的に見なす ことは妥当なのであろうか。

森(2003)に示されているアンケート調査によれば、意思決定機能を持っていない地域統括本社が存在している². 意思決定機能を持っていないのであれば、統括機能を持っていないと見ることができるので、統括機能を持っていない地域統括本社が存在していると考えることができる。森(2003)以外にも、理想とは相違している地域統括本社の存在に言及している研

究としては、高橋 (1998) や藤野 (2007) などが存 在する.

高橋(1998)は、理想としての地域統括本社と地域統括本社の実態にはギャップの存在していることを指摘しており³、組織に屋上屋を重ねているだけの地域統括本社である場合には、存立意義があるのか疑義を呈している⁴、藤野(2007)は、地域統括会社が製品事業戦略における意思決定に関与すると、余計な経営階層(extra layer of management)問題が生じうるとしている⁵、高橋(1998)や藤野(2007)に基づけば、理想とは相違する活動をしている地域統括本社が、存在していることになる。

地域統括本社が理想とは相違する形態で活動しているとするならば、実際の地域統括本社はどのような特徴を持つのであろうか.森(2003)や高橋(1998)や藤野(2007)などは、地域統括本社の特徴を一定程度は明らかにしているが、それらの研究で明らかにされた特徴だけでは、十分とは言えない。

地域統括本社の特徴は、地域統括本社の立地場所や、公表されている事業目的や権限などを見ることで、一定程度は明らかにできる。しかし、与えられている権限と実際に行使されている権限は、イコールとは限らないことから、先行研究で明らかにされた特徴だけでは、地域統括本社の特徴を十分に明らかにしたとはいえない。

地域統括本社によって実際に行使されている権限は、 出資された現地法人(「海外孫会社」)の特徴を見ることによって明らかにされるべきであるにもかかわらず、 先行研究では、出資された現地法人については、ほと んど取り上げていない。そこで本論では、地域統括本 社を含む「海外子会社」によって出資された「海外孫 会社」に注目することによって、地域統括本社を含む 「海外子会社」に関する研究の足がかりを得て、最終 的には「海外孫会社」増加が日本の貿易収支や資本収 支に与える影響を分析可能とすることを目的とする。

「海外子会社」によって出資されたアジアの「海外孫会社」については水戸(2012)において、ヨーロ

ッパの「海外孫会社」については水戸(2013) において、検討を行なっている.本論では、アメリカにおける「海外子会社」と「海外孫会社」に注目して検討を行なう.

本論ではいくつかの事実を明らかにする。明らかにする事実の1つは、アメリカにおける「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の立地している場所としては、現地法人設立費用や、企業に有利な会社法などから経済合理性を持つデラウェア州が、それほど多くないことである。デラウェア州に設立されている「海外子会社」が多いとは言えないという事実は、多国籍企業や地域統括本社についての今後の研究において、重要な事実となりうるものである。

2章では、カリフォルニア州、ニューヨーク州、イリノイ州におけるアメリカ「海外孫会社」とアメリカ「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の事業目的等を提示することで、アメリカ「海外孫会社」等の特徴を明らかにする。3章では、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」として、デラウェア州は十分に多いとは言えないことから、日本企業の現地法人数がデラウェア州と近似しているテキサス州、オハイオ州、ジョージア州、インディアナ州と、デラウェア州との比較を行なうことで、デラウェア州が特異な州であることを示した上で、国際財務戦略の観点から6、現地法人設立に有利であるデラウェア州において、現地法人数が多いとはいえない理由についての考察を行なう.4章ではまとめを行なう.

2章 「海外孫会社」、「海外子会社」のデータ

本論では「海外子会社」と「海外孫会社」を以下のように定義する。「海外子会社」とは、東洋経済新報社の『2013【国別編】海外進出企業総覧』(以下では「総覧」と呼ぶ)に掲載されている、日本企業の出資比率合計(日系企業による間接投資を含む⁷)が10%以上の企業であり、かつ、以下で定義する「海外孫会社」

¹ 地域統括本社としている文献と、地域統括会社としている文献が存在しているが、本論では、地域統括本社と地域統括会社は同等のものとして取り扱う.

² 地域統括本社を意思決定機能を持つ組織のみとすれば、ここで取り上げる問題は生じない.しかし、様々な企業が各社なりの定義に基づいて、自社の子会社を地域統括本社とみなしている現実がある. 意思決定機能を持つ組織のみを地域統括本社と定義するよりも、この現実を尊重する方がより望ましいと考えて、本論は問題提起を行なっている. 地域統括本社の定義については、森(2003)第2章3節を参照のこと.森(2003)第4章表1の1997年調査(地域統括会社あるいは地域

統括機能を持つ現地法人を対象)によれば、意思決定機能を 持たない企業が少なからず存在している.

³ 高橋 (1998) まえがき iii

⁴ 同上書 p.104.

⁵ 藤野 (2007) p.12およびp.14.

⁶ 実務上, どのような行動が国際税務戦略や国際財務戦略として適切な行動なのか論じている文献として,大庭・山本(2000)やKPMG税理士法人(2013)などが存在している.

⁷ 間接投資を含むため、海外孫会社や海外曾孫会社などである ことを容認する.

を除いた外国法人とする⁸. 「海外子会社」への出資が50%超であることのつながりが途切れない限り、その「海外子会社」は日本本社のコントロールの下にあるとする時、「海外孫会社」とは、日本本社のコントロールの下にあることを「総覧」によって確認できる「海外子会社」が50%超の出資を行ない、50%超の出資を受け入れていることが「総覧」によって確認できる現地法人を「海外孫会社」とする⁹.

2-1節 対象州の選択基準

「総覧」に基づいて「海外孫会社」および、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の実態を見ていきたい。分析対象とする州は、日本企業が多く進出している州であることと、市場規模の大きなアメリカに進出するのならば、販売を主たる目的とすることが予想されるので、販売に有利な州を分析対象とする¹⁰. 具体的には以下の2つの基準を用いて、対象州を選定する。第1の基準は、現地法人が100社以上の州であることである。現地法人が100社以上あれば、「海外孫会社」比率(「海外孫会社」/(「海外子会社」+「海外孫会社」))が1割程度であったとしても、「海外孫会社」は10社以上存在しているので、分析対象が少なすぎることはないからである。

「総覧」において、アメリカでの現地法人が100社以上の州は10州存在しており、カリフォルニア州825社、ニューヨーク州384社、イリノイ州257社、ミシガン州168社、ニュージャージー州168社、テキサス州154社、オハイオ州152社、デラウェア州129社、ジョージア州110社、インディアナ州105社である。したがって、第1の基準に基づく時、カリフォルニア州、ニューヨーク州、イリノイ州、ミシガン州、ニュージャージー州、テキサス州、オハイオ州、デラウェア州、ジョージア州、インディアナ州が対象となる。

第2の基準は、GDP規模の大きな州であることである。日本企業のアメリカ進出の主たる目的が販売であるのならば、各企業の販売している財・サービス市場規模の大きな州に進出することが予想される。そして、

販売・サービス市場規模の指標としては、州のGDP 規模を利用できる。第1の基準の順序に基づいて、 GDP規模の大きな州を見てみると、カリフォルニア 州、ニューヨーク州、イリノイ州の順序となる¹¹.

分析対象とする州が2州(現地法人825社のカリフォルニア州と384社のニューヨーク州)だけでは十分とはいえないことと、257社のイリノイ州が少なすぎるとはいえないことから、カリフォルニア州、ニューヨーク州、イリノイ州の3州を分析対象として、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」と、「海外孫会社」について見ていく。

以下ではカリフォルニア州,ニューヨーク州,イリノイ州の順に,「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の事業内容,州や国籍,「操業年」(操業年と設立年が混在して表記されているので,どちらの表記であっても,「操業年」として示す)および,「海外孫会社」の事業内容,「操業年」などを見ていく.

2-2節 「海外子会社」と「海外孫会社」の特徴

カリフォルニア州の「海外孫会社」比率は23.0%(=190社/825社), ニューヨーク州は21.9%(=84社/384社), イリノイ州は19.8%(=51社/257社)であることから、3州における「海外孫会社」比率は20%程度であり、3州の比率は近似している.

「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の事業目的を、「製造」「販売」「サービス」「統括」に分類し、Table1に示してみる。「総覧」に掲載されている事業内容が多様であり、ほぼ同じ内容であるにもかかわらず、様々な表現が使われているため、以下に、分類に利用するキーワードを例示する。

「製造」とは、製造、組み立てなどが記載されている場合とともに、販売、サービス、管理や統括等が記載されている場合も、製造などの記載が含まれている場合は、「製造」とする.「販売」とは、販売や営業および貿易取引や商社などが記載されている場合とともに、サービス、管理や統括等が記載されている場合も、販売などの記載が含まれている場合は、「販売」とする.

^{8 『}我が国企業の海外事業活動』において、「海外子会社とは、 日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社と は、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を 行っている外国法人」を指すと定義している。本論においても、 上述の一般的な定義に沿った定義を行なっている。

⁹ この定義は、曾孫会社や玄孫会社等をも「海外孫会社」として分析対象とするからである。

¹⁰ 州別の分析を行なうのではなく、アメリカ全州を対象として 分析を行なうことを考えることはできる.しかし、消費都市 であるニューヨークを含んだニューヨーク州と、観光が重要

な産業であるハワイ州等をまとめると、特徴が不明瞭となる 可能性がある。アメリカ全州を、同一グループとして扱うこ とが妥当かどうか、分析前には判断できないため、本論では、 まず、州別のデータに注目した。今後は、アメリカ全州を1つ のグループとして扱う場合についても、分析を行なっていき たい。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/kuwari/dai6/siryou3.pdf 閲覧日2013年11月13日. 原資料は2007年アメリカ経済分析局HPであるため、順位が変化している可能性はある。

「サービス」とは、サービス、保守(メンテナンス)、修理や据付け、技術サポート、コンサルティング、調査、リース、広告業、運輸業、海運業、倉庫業、旅行業、レストラン、資材調達、資金調達や金融業務や投資や投融資¹²、損害保険業務、研究・開発、経理業務、試作、試作品の設計、開発申請業務、建設等が記載されている場合とともに、管理や統括等が記載されている場合もサービスなどの記載が含まれている場合は、「サービス」と表記する。つまり、「製造」や「販売」と分類できず、かつ、明確に「統括」であるとはいいきれない事業目的の場合に、「サービス」とする。「統括」とは管理、統括、地域統括、金融統括、在庫管理等の統括、持株会社としての子会社の経営管理、子会社の事業管理会社、統括会社、傘下会社の統括・管理、持株会社、持株統括会社、ホールディング会社などの

多く、3州共通して40%以上である。第2の特徴は、「販売」を事業目的とする「海外子会社」は3州共通して20%程度であることである。第3の特徴は、ニューヨーク州では、「サービス」を事業目的とする「海外子会社」が多いことである。

Table2は「海外孫会社」に出資している「海外子会社」設立州および国籍を示すものであり、4つの特徴がある。第1の特徴は、当該州に「海外孫会社」を設立する「海外子会社」が多いことである。具体的には、カリフォルニア州「海外子会社」がカリフォルニア州「海外孫会社」の55%、ニューヨーク州「海外子会社」がニューヨーク州「海外孫会社」の64%、イリノイ州「海外子会社」がイリノイ州「海外孫会社」の47%を設立しており、当該州に「海外孫会社」を設立することが多く見られる。

Table1 「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の事業目的

「海外子会社」の事業	「製造」	「販売」	「サービス」	「統括」
カリフォルニア「海外孫会社」に出資している「海外子会社」(188社1)	19社10%	34社18%	35社19%	100社53%
ニューヨーク「海外孫会社」に出資している「海外子会社」(83社2)	4社5%	19社23%	27社33%	33社40%
イリノイ「海外孫会社」に出資している「海外子会社」(49社 ³⁾)	9社18%	10社20%	3社6%	27社55%

出所)「総覧」より筆者作成.

- 注)1)カリフォルニア州では、事業目的分類のできない「海外子会社」が2社存在しているので、カリフォルニア州において「海外孫会社」に出資している「海外子会社」総計は190社である。
 - 2) ニューヨーク州では、事業目的分類のできない「海外子会社」が1社存在しているので、ニューヨーク州において「海外孫会社」に出資している「海外子会社」総計は84社である。
 - 3) イリノイ州では、事業目的分類のできない「海外子会社」が2社存在しているので、イリノイ州において「海外孫会社」に出資している「海外子会社」総計は51社である.
 - 4) 四捨五入のため、合計100%とならない州がある。

記載がされている場合のみ、「統括」とする.

「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の事業目的を示すTable1から、3つの特徴を指摘できる.第1の特徴は、「統括」の多いことである. Table1に基づけば、カリフォルニア州、ニューヨーク州、イリノイ州「海外子会社」の事業目的は、「統括」が最も

第2の特徴は、3州共通してデラウェア州が見られることである。人口規模が50州中45位であり、経済規模も50州中40位程度であるデラウェア州が¹³、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の州として、カリフォルニア州では4番目、ニューヨーク州では2番目、イリノイ州では3番目に多い州である。

¹² 関連会社への投融資等も、投資に属するものとして、「サービス」として扱っている。投融資が関連会社における借入を常に100%ファイナンスしていることが明示されているのならば、金融統括の役割を果たしているとみなすことができるので、「統括」とすることは可能である。しかし、どの程度の割合を占めているかが明らかではない場合には(関連会社借入額の1%である可能性を否定できない)、金融統括の役割を果たしているとは断定できない。本論では断定できないことから、統括や持株会社や管理等のキーワードが記載されていない場合には、関連会社への投融資等を「サービス」として扱っている。このため、「サービス」と分類されている企業数は、「統括」と分類すべきかもしれない企業を含むという意味で過

大に、「統括」と分類されている企業数は、「統括」と分類すべきかもしれない企業を含んでいないという意味で過小に示されている可能性がある.

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/kuwari/dai6/siryou3.pdf 閲覧日2013年11月13日. 経済規模に関する原資料は2007年アメリカ経済分析局HP, 人口規模に関する原資料は2000年アメリカ国勢調査局センサスに基づくものであり、順位は変化している可能性がある.

第3の特徴は、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の州は少数の州に集中していることである。 カリフォルニア州では5州(カリフォルニア州、ニュ いことである。3州共通して30%以上である。第2の 特徴は、ニューヨーク州において「サービス」を事業 目的とする「海外孫会社」が多いことである。第3の

Table2 「海外孫会社」に出資している「海外子会社」設立州および国籍

	「海外子会社」 設立州および国籍		カリフォルニア	ニューヨーク	ニュージャージー	デラウェア	イリノイ	外国	その他の州
ſ	カリフォルニア「海外孫会社」	190社	104社55%	22社12%	12社6%	10社5%	8社4%	8社4% 1)	26社14%
	ニューヨーク「海外孫会社」	84社	5社6%	54社64%	3社4%	7社8%	1社1%	3社4% 2)	11社13%
	イリノイ「海外孫会社」	51社	5社10%	8社16%	1社2%	6社12%	24社47%	1社2% 3)	6社12%

出所)「総覧」より筆者作成.

- 注) 1) カルフォルニア州における外国とは、シンガポール3社、香港2社、ドイツ2社、ブラジル1社である。
 - 2) ニューヨーク州における外国とは、シンガポール1社、イギリス1社、フランス1社である.
 - 3) イリノイ州における外国とは、ドイツ1社である.
 - 4) 四捨五入のため、合計100%とならない州がある.

ーヨーク州, ニュージャージー州, デラウェア州, イリノイ州) 合計で82%, ニューヨーク州では83%, イリノイ州では86%である.

第4の特徴は、アメリカ以外の国の「海外子会社」が、アメリカ3州の「海外孫会社」に出資していることである。カナダやメキシコではなく、シンガポール等の「海外子会社」が、アメリカ3州の「海外孫会社」に出資しているのは意外であり、インタビュー調査等による理由の解明が望まれる。

ここまでは、カリフォルニア州など3州において、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」について見てきた、「海外孫会社」について示しているTable3とTable4においても、カリフォルニア州など同じ3州に注目することにする、「海外孫会社」に出

特徴は、カリフォルニア州とニューヨーク州では「統括」は少数ではあるが存在しており、「統括」の存在は曾孫会社や玄孫会社の存在を示唆していることである。

「海外孫会社」と「海外子会社」の「操業年」を示しているTable4を分析することで、日本側要因や3州共通要因で「海外孫会社」を設立したのか、各州独自の要因に日本企業が反応して「海外孫会社」を設立したかについての検討ができる。Table5は、「操業年」分布状況を概観するために平均年、中央値、最頻値、標準偏差を示している。

「海外孫会社」の「操業年」分布,つまり,平均年 や中央値や最頻値や標準偏差等が類似しているのなら, 日本側要因もしくは3州共通要因で,「海外孫会社」を

Table3 「海外孫会社」の事業分類

「海外孫会社」の事業	「製造」	「販売」	「サービス」	「統括」	
カリフォルニア:189社注1	54社29%	59社31%	70社37%	6社3%	
ニューヨーク : 84社 イリノイ : 51社	5社6% 17社33%	25社 ^{30%} 21社 ^{41%}	51社 ^{61%} 13社 ^{25%}	3社 ^{4%} 0社 ^{0%}	

出所)「総覧」より筆者作成.

- 注)1)カリフォルニア州では、事業目的分類のできない「海外孫会社」が1社存在しているので、カリフォルニア州における「海外孫会社」総計は190社である.
 - 2) 四捨五入のため、合計100%とならない州がある.

資している「海外子会社」であっても、「海外孫会社」であっても、分析のためには現地法人の多い州である 方が望ましいからである.

Table3は「海外孫会社」の事業目的を示すものであり、3つの特徴がある。第1の特徴は、「販売」の多

設立した可能性を追求すべきであり、分布に無視できない相違があるのならば、各州独自の要因に日本企業が反応して「海外孫会社」を設立した可能性を追求すべきである。

Table5には2つの特徴がある。第1の特徴は、「海外

孫会社」「操業年」は、3州で相違しているか否かの判断が困難なことである。「海外孫会社」平均年を見る限り、3州における差異は小さいので、「海外孫会社」における「操業年」は相違していないと考えることは可能である。しかし、最頻値はカリフォルニア州は1989年、ニューヨーク州は2002年、イリノイ州は1996年と相違しており、「海外孫会社」における「操業年」は相違していないとはいいきれない。つまり、日本側要因もしくは3州共通要因によって、「海外孫会社」を設立した可能性とともに、各州独自要因に日本企業が反応して設立した可能性を否定し得ない。

第2の特徴は、ニューヨーク州とイリノイ州の「海外孫会社」と「海外子会社」における平均年は、近似していないことである。カリフォルニア州での「海外孫会社」と「海外子会社」における平均年は、1992

社」と「海外子会社」の設立動機は相違している可能 性がある.

2章では、いくつかのことを明らかにした。第1に、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の事業目的は、「統括」が多いこと、第2に、3州の「海外孫会社」に出資している「海外子会社」設立州として、デラウェア州が見られること、第3に、ニューヨーク州とイリノイ州における「海外孫会社」と「海外子会社」とでは、設立動機の相違している可能性があることなどである。

3章では、3州の「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の州として、デラウェア州が多いとは言えないことについて検討する. つまり、デラウェア州会社法(州法)を利用できるので、国際財務戦略としては、デラウェア州への進出が経済的に有利であり、進

Table 4 5/11 14時/下1小。	ム1上」 C 1147		10421).0	门木木十二		
	中央値	平均年	最頻値	標準偏差	企業数	
カリフォルニア「海外孫会社」	1994年	1992.8年	1989年	11.8	171	
カリフォルニア「海外子会社」	1993年	1991.4年	1988年	12.8	591	
ニューヨーク「海外孫会社」	1997年	1993.6年	2002年	14.2	79	
ニューヨーク「海外子会社」	1990年	1988.6年	1989年	16.9	284	
イリノイ「海外孫会社」	1996年	1993.8年	1996年	11.5	46	
イリノイ「海外子会社」	1989年	1989.4年	1996年	13.0	188	

Table 4 3州「海外孫会社」と「海外子会社」における「操業年」

出所)「総覧」より筆者作成.

- 注) 1)「総覧」では、設立年と操業年が混在しており、設立年も「操業年」として示している。
 - 2)「総覧」においては、設立年と操業年が混在しているので、月データまで分析しても、意味のある分析 データとはならない. このため月データは入力しておらず、年データを入力して、平均年を算出してい
 - る. したがって、Table5における小数点以下の平均年は参考データとしてしか利用できない.

年と1991年であり、近似している。しかし、ニューヨーク州での平均年は1993年と1988年であり、近似しておらず、イリノイ州での平均年は1993年と1989年であり、近似していない。中央値についても同様であり、カリフォルニア州での差異は1年であり、近似しているが、ニューヨーク州とイリノイ州での差異は7年であり、近似していない。また、ニューヨーク州での「海外孫会社」と「海外子会社」の最頻値に大きな差異(13年の差異)が存在する。このことから、カリフォルニア州における「海外孫会社」は、特別なものではなく、たまたま「海外孫会社」として設立しただけであり、「海外孫会社」と「海外子会社」の設立動機は類似している可能性がある。それに対して、ニューヨーク州とイリノイ州における「海外孫会社」は何らかの理由に基づいて設立したので、「海外孫会社」は何らかの理由に基づいて設立したので、「海外孫会

出するべきであるにも関わらず、なぜ、Table2で示されている進出数(各州で10社以下)でとどまっているのかについての考察を、3章において行なう.

3章 持株会社をデラウェア州に設立する理由, しない理由

3-1節 デラウエア州の特異性

2章のTable2は、デラウェア州が「海外孫会社」 に出資していることを示している。この理由として、 デラウェア州会社法(州法)を挙げることができるか もしれない。デラウェア州会社法(州法)が、日本企 業のデラウェア州進出に影響を与えた否かを検証する には、デラウェア州の「海外子会社」および日本本社 へのインタビューを行なうとともに、税制が進出に対 してどのように関わっているのかについて重回帰分析等を行なう必要がある. インタビューなどは今後の課題とし、本論では本格的な検討の前段階として、Table5に基づいての検討を行なう. Table 5は、現地法人数が129社のデラウェア州と類似している4州(154社のテキサス州、152社のオハイオ州、110社のジョージア州、105社のインディアナ社)と、デラウェア州の従業員数データを比較したものである.

違しており、特異性を持つといえる. それではなぜ、 特異性を持つのであろうか. 特異性を持つ理由を探究 するために、個別ケースに注目して、考察してみよう.

3-2節 デラウエア州に設立するケース, 設立しない ケース: 高橋 (1998)

デラウェア州において「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の実態はどのようなものであろうか.

Table5 「海外子会社」の従業員数データ

「海外子会社」	テキサス州1),	オハイオ州2),	デラウェア州3),	ジョージア州4),	インディアナ社5)
従業員数平均	426人	212人	8人	208人	365人
従業員数中央値	24人	96人	0人	60人	114人
従業員数標準偏差	228.0	246.9	25.9	475.1	748.1

出所)「総覧」より筆者作成.

- 注) 1) 従業員数が明示されている企業95社(省略されている企業59社)を対象としている.
 - 2) 従業員数が明示されている企業91社(省略されている企業61社)を対象としている.
 - 3) 従業員数が明示されている企業37社(省略されている企業92社)を対象としている.
 - 4) 従業員数が明示されている企業70社(省略されている企業40社) を対象としている.
 - 5) 従業員数が明示されている企業60社(省略されている企業45社)を対象としている.

Table5によれば、デラウェア州の従業員数平均および従業員中央値は、他の州に比べて少ない。また、従業員数の明示率(従業員数が明示されている企業数/(従業員数が明示されている企業数+従業員数が省略されている企業数))は、テキサス州61.7%、オハイオ州59.9%、ジョージア州63.6%、インディアナ社57.1%であるのに対して、デラウェア州は28.7%なので、デラウェア州は他の4州の2分の1程度(60%前後に対して30%弱)である。したがって、デラウェア州従業員数平均、従業員中央値、従業員数の明示率の相違に注目するならば、デラウェア州と他の4州に進出している現地法人の目的は相違している可能性がある。

デラウェア州と他の4州とが相違しているように見える理由としては、登記だけ行なって実際の事業活動を行なっていない、いわゆるペーパーカンパニーの比率の相違が影響しているからかもしれない。そしてペーパーカンパニーの比率に相違があるとすれば、デラウェア州会社法(州法)の影響が予想される。Table5を見る限り、デラウェア州は類似した他の4州とは相

高橋(1998)に基づいて、地域統括本社への訪問調査のうち、デラウェア州に関わる部分を紹介していく、高橋(1998)は、法人設立の容易さや、司法制度や会社法の点で、他州よりも有利(判例の豊富さ等)であることから、デラウェア州は法人設立の州として多く選ばれていることを報告している¹⁴.

デラウェア州に持株会社を設置しているケースとして、高橋(1998)は(株)神戸製鋼所のケースを示している。1991年10月にニューヨークのコウベ・スチールUSA社長である佐藤真住氏へのインタビューを行ない、1998年時点で変化がないかを(株)神戸製鋼所総合企画部でのチェック後、若干の加筆・訂正を加えたものを紹介している。

「地域本社を作られたのは、88年4月ですね. その趣旨、目的は何ですか¹⁵」との質問に対して、佐藤真住氏が趣旨、目的を回答しており、その回答の中で、「ホールディング・カンパニーは登録は会社運営が弾力的にできるという点からデラウェアにした. 会社の登録税とかいろいろな費用が安いということ…統括会社の実質機能はニューヨークに置いて、ホールディング・カンパニーは別会社にしてデラウェアに置いた¹⁶」と述べている. また、「アメリカで節税効果が最もある州はデラウェアだけですか¹⁷」との質問に対して、「そうですね. デラウェアがメリットが多い¹⁸」と述べている.

¹⁴ 高橋(1998),p.50.

¹⁵ 同上書,p.87.

¹⁶ 同上書,p.89.

¹⁷ 同上書,p.90.

¹⁸ 同上書, p.90.

デラウェア州に持株会社を設置していないケースとして、高橋(1998)はHOYA(株)のケースを示している。1991年10月にカルフォルニア州サンノゼのHOYA・USA社長である打谷文俊氏へのインタビューを行ない、1998年2月時点で内容に大幅な変化のないことを確認しているものを紹介している。「持株会社はペーパーカンパニーとして、アメリカの場合はデラウェアに登録すると一番いいということを聞きました19」との質問に対して、打谷文俊氏は「私どもの場合は株主との間のトラブルが起こるとも思えないし、特に商法上配慮しなければならない点もあるとも思えないので、今は気にしていない。将来必要が起きればデラウェアに登録替えすることもありえる20」と述べていた。

高橋(1998)は、持株会社であれば、デラウェアに登録するのが一番良いと認識しており、その認識の下でインタビューを行なっている。この高橋(1998)の認識は妥当であるのか否かを見るために、日本貿易機構(ジェトロ)のホームページを見てみる²¹.

日本貿易機構におけるアメリカでの外国企業設立手続き・必要書類に関わるページにおいて、様々な州の利点を示すのではなく、デラウェア州会社法の利点のみを紹介していることから、日本貿易機構はデラウェア州での設立が有利であると見ており、高橋(1998)と同様の認識を持っていると考えられる。デラウェア州が有利である理由として、州外で得た収入(モノやサービスの売り上げ)、また利子やその他の投資収入には州法人所得税は課されない等の記載がされていた。高橋(1998)および日本貿易機構の情報などから²²、

デラウェア州に持株会社を登記することは,国際財務 戦略(企業グループ全体としての合法的な節税額の最 大化)として,有利な行動であると考えることができ る.

3-2節 持株会社をデラウエア州に設置しない理由

高橋(1998)や日本貿易機構等の情報から、アメリカで持株会社を設立するのであれば、デラウェア州が有利であると見なすことができる²³. それでは、デラウェア州において、「統括」を事業目的とする「海外子会社」は多いのであろうか. 本論は多いとはいえないと評価し、アメリカに進出した日本企業の一部は、合理的な行動、つまり、デラウェア州での持株会社設立という行動をとっていないと考える²⁴.

Table6によれば、持株会社であることを含む「統括」を事業目的とする現地法人数41社のデラウェア州は、49社のカリフォルニア州に匹敵する。また、Table6の「統括」比率(事業目的が「統括」である現地法人数/現地法人数)で見れば、30%を超えるデラウェア州に対して、他の3州は10%未満である。したがって、アメリカに進出した日本企業は、合理的な行動、つまり、デラウェア州での持株会社設立という行動をとっていると見ることは可能である。

しかし、本論ではデラウェア州での41社は少なす ぎると評価する. Table6によれば、事業目的が「統括」である現地法人137社 (=49+33+14+41) のうち、デラウェア州の比率は29.9% (=41/137) にすぎず、4 州ではなく、全米を対象とするなら、デラウェア州の比率はさらに低くなる. つまり、デラウェア州での持

14	ore o Thirte io. C + ACH HIM Will Cop o	7000127	
	事業目的が「統括」である現地法人	現地法人数	「統括」比率
カリフォルニア	49社	825社	5.9%
ニューヨーク	33社	384社	8.6%
イリノイ	14社	257社	5.4%
デラウェア	41社	129社	31.8%

Table 6 4州において事業目的が統括である現地法人の比率

出所)「総覧」より筆者作成.

- 注) 1) 「海外子会社」か「海外孫会社」かの判別を行なっていないので、現地法人と表記する.
 - 2)「統括」比率= (事業目的が「統括」である現地法人数/現地法人数)とする.

設置することにこだわらないのであれば、シンガポールやオランダや英国等も検討対象であると考えられる. 実際、ヨーロッパ「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の国籍が、アメリカであるケースが存在する.

¹⁹ 同上書,p.83.

²⁰ 同上書,p.83.

²¹ http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_09/閲覧日 2013年5月23日

^{22 「}国際財務戦略」と「デラウェア州」あるいは、「デラウェア州」と「本社」などでインターネット検索すると、様々なホームページがヒットし、そこでは、デラウェア州のメリットとして、登記は短時間(1時間弱)で完了すること、資本金は1ドルで問題ないこと、設立手続き費用の低さ等が指摘されている.

²³ ネバダ州もタックス・ヘイブン州として知られており、当該企業にとって、デラウェア州が最も有利であるか否かは慎重に検討する必要がある。アメリカ地域統括本社をアメリカに

²⁴ 本論のTable2によれば、アメリカ「海外孫会社」に出資しているデラウェア州「海外子会社」は、多いとは言えない、もっと古いデータにおいても、同様な傾向にある。高橋(1991) p.76に示されたデータによれば、アメリカ地域本社はニューヨークが15社で最も多く、次に多いロサンゼルスは4社であり、80年代後半における調査においても、デラウェア州設立の地域統括本社が多いとは言えない。

株会社設立という経済合理的な行動をとる日本企業は、アメリカ全体の中では多くないと評価する。多くないとすれば、なぜ、日本企業の多くはデラウェア州に持株会社(「海外子会社」)を設立しようとしないのであろうか。

デラウェア州における「海外子会社」の多くないことを説明するため、3タイプの企業について考察していく、第1のタイプは、デラウェア州が一般に有利であることを認識していない企業である。第2のタイプは、デラウェア州が一般に有利であることは認識しているが、自社にとっては有利ではないと認識する企業である。第3のタイプは、デラウェア州が一般に有利であることを認識しており、自社グループにとっても有利であることを認識しているが、あえて行動をおこさない企業である。

有利であることを認識していない第1タイプの企業 は,存在しうる.事業目的が「製造」なら製造,「販売」 なら販売に全力で取り組むことこそが重要であり、事 業目的をある程度達成し、アメリカでの事業が安定し た (黒字の持続が見込まれる)後に、節税に注目すべ きであると考える企業は、存在するであろう. 上述の ように考える企業は、節税に配慮した事業活動は、本 来の事業目的をおろそかにさせる可能性を包含したも のであり、節税を通じての利益増加よりも、本来の事 業目的に集中することを通じての利益増加を重視すべ きであると考える. 節税のための持株会社を設置する ならば、デラウェア州が有利であることは、進出時に おける現地調査時や、進出に関わるコンサルタントと の相談時や、進出後の日系企業同士の懇親会等で聞い ている可能性はある. しかし、本来の事業目的に集中 することを通じての利益増加を重視すべきと考える企 業であれば、デラウェア州が節税に有利であることは 聞こえていても聴いていない可能性があり、意思決定 者の記憶に残っておらず、デラウェア州が節税に有利 であることを認識していない企業は存在しうる. デラ ウェア州が節税に有利であることを認識していない企 業は、デラウェア州に節税目的の持株会社を設立しよ うとはしない.

自社にとっては有利ではないと認識する第2のタイプの企業について、3ケースに分けて考えてみる。第1のケースは、その企業の出資するアメリカ「海外子会社」が少数のケースである。例えば、アメリカ「海外子会社」が1社だけであり、近い将来、アメリカ「海外子会社」を追加して設立する予定がないのであれば、デラウェア州に節税目的の持株会社を設立しても、ア

メリカ「海外子会社」が黒字であるのならば、黒字を相殺する赤字企業が存在しえないので、節税メリットは存在しえない。アメリカ「海外子会社」が赤字であるならば、法人税を支払う必要がないので、やはり節税メリットは存在しない。節税メリットは存在しないにも関わらず、デラウェア州に節税目的の持株会社を設立・維持するには、デラウェア州に支払う州税等のコストがかかる。そのため、デラウェア州に節税目的の持株会社を設立しようとしない。

自社にとっては有利ではないと認識する第2のケースとして、自社は節税メリットを実現するための前提を満たさないと認識する企業のケースである。持株会社を設立することのメリットは、黒字の子会社と赤字の子会社の決算を連結することによる節税メリットである。しかし、この節税メリットは、赤字の子会社の存在を前提としており、なぜ、黒字化への十二分の努力を想定しないのか、十二分の努力を行なえば、赤字の子会社はなくなるのではないのか、と考える企業は存在するであろう。そして、赤字の子会社が存在しないのであれば、節税メリットは存在せず、持株会社設立・維持コストのみが存在するので、持株会社設立は合理的な選択とはいえず、このように考える企業にとっては、持株会社設立は有利ではない。このため、デラウェア州に節税目的の持株会社を設立しようとしない

自社にとっては有利ではないと認識する第3のケー スとして, 持株会社の設立・維持コストの方が, 期待 節税額の現在価値よりも高いために、有利ではないと 認識する企業のケースである. アメリカでの関連会社 全体としての節税額を予想するには、アメリカ「海外 孫会社」Aにおける黒字額の予想と、アメリカ「海外 孫会社」Bにおける赤字額の予想を必要とする. 今期 の黒字額,赤字額の予想であっても困難であるのに, 黒字と赤字の合算額を予想することはさらに困難であ る. ましてや来期以降の節税額予想の不確実性はさら に高いことから、時間割引率を高く想定する企業が存 在しても不思議ではない. そして, 高い時間割引率を 想定する企業の期待節税額の現在価値は低くなる結果 として、持株会社の設立・維持コストの方が、期待節 税額の現在価値よりも高くなることはありうる. この ため、デラウェア州に節税目的の持株会社を設立しよ うとしない.

デラウェア州が有利であることを認識し、自社グループにとって有利であることを認識しているが、あえて行動をおこさないという第3のタイプの企業は存在

しうる. あえて行動を起こさないということを考察するために、アハロニー (1966) の直接投資理論を参考とする. アハロニー (1966) では海外子会社設立(海外進出) の説明として、海外子会社は起動力が働く場合に設立されるとしており、起動力が働くとは、当該企業に影響力のある経済主体、つまり、取引銀行や主要顧客や当該企業社長などが、海外子会社設立の発議をしたり、影響力を行使することを意味している. このアハロニー (1966) の説明に準拠して、持株会社の設立を説明するならば、持株会社は、何らかの経済主体が起動力を働かせる場合に設立されることになる.

アハロニー (1966) に準拠する場合, どのような経済主体が起動力を働かせて, 持株会社である「海外子会社」を設立しようとするのであろうか. まず考えられるのは, 日本本社であり, 次にアメリカ「海外子会社」である²⁵.

日本本社は、アメリカ現地法人が赤字であることを前提とする節税メリットを考えることを忌避するケースを想定することは可能である。したがって、節税メリットの生じる状況を考えたくない等の理由で²⁶、日本本社が持株会社設立のための起動力を働かせない場合には、企業グループとして持株会社設立が有利であったしても、持株会社は設立されない。

アメリカ「海外子会社」が、持株会社の設立に起動力を働かせるとすれば、設立に関する予算、設立許可のための日本本社との交渉、設立手続きに関わる手間等は、起動力を働かせるアメリカ「海外子会社」の負担となることが予想される.このため、日本本社との間に強いパイプを持っているので、交渉によって設立許可を容易に得る可能性が高く、かつ、余分な事務作業を行なう余裕を持っており、かつ、持株会社設立による大きな節税メリットなどが、アメリカ「海外子会社」に大きなメリットをもたらす場合には、アメリカ「海外子会社」が起動力を働かせる可能性はある.

アメリカ「海外子会社」は、企業グループとしては 持株会社設立することが望ましいとしても、アメリカ 「海外子会社」社長が、日本本社からの設立許可を容 易に得るほどの交渉力を持っていない場合や、余分な 事務作業を行なう余裕や資金的な余裕がない場合や、 設立されている複数のアメリカ「海外子会社」には赤 字の会社が存在しておらず、今後とも存在する可能性 が低いという認識を持っているため、持株会社設立に よる節税メリットが、アメリカ「海外子会社」に大き なメリットをもたらすとは考えられない場合などにお いて、アメリカ「海外子会社」は、持株会社の設立の ための起動力を働かせない。

デラウェア州が有利であることを認識し、自社グループにとって有利であることを認識しているが、あえて行動をおこさないという第3のタイプの企業の例として、高橋(1998)で紹介されているHOYA(株)のケースを挙げることは可能である.

我々がインタビューを行なっていないため、第3のタイプであると断定することはできないし、不明瞭な部分が残されている。例えば、デラウェア州に持株会社を設立することが有利であるのは、トラブルがあった場合に有利な会社法があるからと認識しているように見え、国際財務戦略の観点から有利であると認識していない可能性がある。また、デラウェア州が有利であることを認識しているのが日本本社なのか、HOYA・USA社長なのかが、明確には示されていない、上述のように不明瞭な部分が存在するため、高橋(1998)で紹介されているHOYA(株)のケースが第3のタイプであると断定することはできないが、HOYA(株)の存在によって、第3のタイプの企業は存在しうると考えることができる.

3章では、まず、デラウェア州は類似した他の州と比較して、特異な州であることを示した. 特異な州であることを示した. 特異な州であることを示した上で、高橋(1998)に基づいて、持株会社をデラウェア州に設置している企業と設置していない企業を紹介した. 持株会社である「海外子会社」をデラウェア州に設置していない理由について、3タイプに分けて検討した. デラウェア州が有利であることを認識し、自社グループにとって有利であることを認識しているが、あえて行動をおこさないという第3のタイプの企業が存在していることは考えにくいが、HOYA(株)は第3のタイプの企業であるかもしれないことを指摘した. ここでの検討がどの程度、現実を説明するかは、インタビュー調査によってさらに見ていく必要がある. 今後の課題としたい.

²⁵ アメリカ進出を手伝うコンサルタントや、メイン・バンクなども、合法的な節税を目的とした持株会社設立を勧める可能性はあるとはいえ、その可能性は低いと考えられるので、ここでは検討しない.

²⁶ どのような理由なのかの探求こそが、重要であり、インタビュー調査が必要である.本論はインタビュー調査を行なっていないので、探求は今後の課題としたい.

4章 まとめ

アメリカにおける「海外子会社」と「海外孫会社」 の特徴について、いくつかのことを明らかにすること ができた. アメリカにおける「海外子会社」と「海外 孫会社」の「操業年」の近似していない州(ニューヨ ーク州とイリノイ州)があり、そういった州での「海 外孫会社」設立動機は、「海外子会社」設立動機と相 違する可能性のあることや、3州(カリフォルニア州、 ニューヨーク州、イリノイ州)の「海外孫会社」に出 資している「海外子会社」設立州として、デラウェア 州が見られること等を明らかにした. そして, 「海外 孫会社」に出資している「海外子会社」設立州として, デラウェア州は多いとはいえないことについての検討 を行なった. なぜ、この程度の進出数でとどまってい るのかについての検討を行ない、3タイプの企業が存 在している場合には、デラウェア州に多くないことを 説明できることを示した. しかし、3タイプの企業が 存在している場合に, 「海外孫会社」に出資している「海 外子会社 | 設立州としてデラウェア州に多くないこと は説明可能であることを示しただけであり、インタビ ュー調査による実態に基づいた検証は行なっていない. インタビュー調査による実態に基づいた検討は、今後 の課題としたい.

最後に、国際財務戦略等に基づく経済合理性のみによって、設立先が選択されているようには見えないことは、全てのことについて、検証が必要であることを示唆するものである。例えば「海外孫会社」は日本本社の国際経営戦略に沿った行動しかとらないと見なして、日本の多国籍企業グループの行動を分析するのではなく、「海外孫会社」も経済主体の一つであると認識した上で、「海外孫会社」の経営方針についても丁寧にインタビュー調査するべきである。

本論は、「海外孫会社」に出資している「海外子会社」 の州として、最も有利であると見られるデラウェア州 は、意外に多くないことを明らかにすることができた. カリフォルニア州やニューヨーク州など, デラウェア州以外に「統括」目的として「海外子会社」を設置している場合には,経済合理性以外の戦略や行動原理に基づいた設立と考えることができる²⁷.「海外孫会社」に出資している「海外子会社」の州として,どのような戦略や行動原理であればデラウェア州以外の州であることを可能とするのかについての調査・分析・考察が必要である。今後行なうインタビュー調査等を通じて,明らかにしていきたい.

Received date 2013年11月18日 Accepted date 2014年1月15日

参考文献

アハロニー (小林進訳) (1971): 海外投資の意思決定, 小川出版

(Aharoni, Y. (1966) The Foreign Investment Decision Process, Harvard Business School.).

藤野哲也(2007):日本企業における連結経営―21世 紀の子会社政策・所有政策―, 税務経理協会.

片山善行(1998):海外事業展開における税務戦略, 中央経済社.

経済産業省大臣官房調査統計グループ・経済産業省貿 易経済協力局編(2013):第42回 我が国企業の海 外事業活動 平成24年海外事業活動基本調査(平 成23年度実績),経済産業統計協会.

KPMG税理士法人(2013):国際税務 グローバル戦略と実務,東洋経済新報社.

水戸康夫(2012.3):「海外孫会社」の特徴,九州共立 大学研究紀要,第2巻第2号

水戸康夫(2013.3):ヨーロッパにおける日系「海外孫会社」の特徴―『2012【国別編】海外進出企業総覧』に基づく分析―,九州共立大学研究紀要,第3巻第2号

森樹男(2003): 日本企業の地域戦略と組織-地域統括本社についての理論的・実証的研究-、文眞堂.

大庭清司,山本功(2000):入門「戦略財務」経営, 日本経済新聞社.

高橋浩夫 (1991): グローバル経営の組織戦略, 同文舘. 高橋浩夫 (1998): 国際経営の組織と実際, 同文舘.

高橋浩夫(2005):グローバル企業のトップマネジメント 本社の戦略的要件とグローバルリーダーの育成,白桃書房.

東洋経済新報社編(2013): 2013【国別編】海外進出 企業総覧,東洋経済新報社.

Taggart J. H. (1998) 'Strategy Shifts in MNC

²⁷ 複数の現地法人をアメリカに設立している,あるいは今後設立を予定の多国籍企業にとって,国際税務戦略に基づく最も適切と考えられる行動としては,持株会社機能を持つ「海外子会社」を,ペーパーカンパニーとしてデラウェア州に設立した上で,デラウェア州「海外子会社」傘下の「海外孫会社」として,実質的に統括機能を発揮するカリフォルニア州「海外孫会社」やニューヨーク州「海外孫会社」などを設立することである.しかし,持株会社機能を持つ「海外子会社」をデラウェア州に設立している企業は多いとは言えないことから,国際財務戦略以外の何らかの要因が影響していると考えられる.

Subsidiaries', Strategic Management

安室憲一(2012):多国籍企業と地域経済-「埋め込み」 の力-、御茶の水書房

税理士法人名南経営NAC国際会計グループ編(2013): アジア統括会社の税務入門,中央経済社.

インターネット

日本貿易機構(ジェトロ)http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_09/閲覧日2013年5月23日.

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/kuwari/dai6/siryou3.pdf閲覧日2013年11月13日